心理専門職養成に係る「心理実践実習」「心理実習」の現状と今後の展開

吉 岡 久美子

はじめに

平成30 (2018) 年4月から、心理専門職養成が始まった。本学における制度導入に、準備段階より係わったことから、本稿では実習科目(「心理実習」(学部)・「心理実践実習」(大学院))に関する、これまでの状況を整理し、今後の展開について話題にしたい。

1. 国民の期待に応えられる専門家の養成

公認心理師法は平成27 (2015) 年9月に制定,公布された。他の国家資格同様,国民の期待に応えられる専門家の養成が期待されている。専門家養成においては,いかに質を担保するか,全国どこでもそれが保障された環境を整えることが求められる。高い職業倫理を有する人材を,継続して養成するには,「実習教育」は大変重要になる。

「実習」については、法律はもとより、施行規則、省庁による各通知、平成29年5月の「公認心理師カリキュラム等検討会の報告書」などの法令またはそこでの基準を遵守した実習を整理・構築していくことが求められる。具体的には、法令を遵守した実習計画書の提出・承認、実習(演習)が法令通りに実施されているかについての記録を残す仕組み、質が担保されかつ継続・持続的に可能な実習を行うための実習指導者(教員含む)の質の確保、事務方含めた支援体制、実習施設との綿密な連携体制、カリキュラム報告書における到達目標に基づいた実習の評価などが、実習教育の構築に必要とされる。

2. 法令に基づく実習の概要

(1) 実習の概要

学部では、公認心理師科目25科目のうち「心理実習」 (90時間)が定められている。大学院では、10科目のうち「心理実践実習」(450時間以上)が定められている。

1)「心理実習」(学部)

この科目では、公認心理師の実際を見学や体験によって学ぶ。実習時間は最低80時間である(実習前後の実習 指導含む)。保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・ 労働の分野において、「当分の間は医療機関(病院または診療所)での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習は適宜行う」とし、次のように定められている。

①実習生が、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について、主要5分野の施設(具体的な施設については、「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設」(平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号)のとおり。)において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。ただし、当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。

(ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知 識及び技能の習得

- (1) コミュニケーション
- (2) 心理検査
- (3) 心理面接
- (4) 地域支援 等
- (イ) 多職種連携及び地域連携
- (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

②実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、 ①の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。

2)「心理実践実習」(大学院)

「心理実習」が先に述べたように見学等が主となる実習であるのに対して、大学院の実習では、自らが心理的支援を行うことになる。具体的には、5分野(保健医療分野、教育分野、福祉分野、産業・労働分野、司法・犯罪)のうち、医療機関(病院または診療所)での実習を必須とし、実習を行う。学内教員だけではなく、「心理実習」と同じように学外実習指導者の指導を受けながらの実習となる。実習指導者は実習生5名につき1名という規定がある。

また270時間以上は担当ケースに関する実習をしなければならない。これらについては次のように規定されて

いる。

①実習生が、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習指導者又は実習担当教員による指導を受けること。実習施設の分野については主要5分野に関する学外施設(具体的な施設については「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設」(平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号)のとおり。)のうち、3分野以上の施設において実習を受けることが望ましい。ただし、医療機関は必須とする。また、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習も含む。

- (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知 識及び技能の習得
 - (1) コミュニケーション
 - (2) 心理検査
 - (3) 心理面接
 - (4) 地域支援 等
- (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの 把握及び支援計画の作成
- (ウ)心理に関する支援を要する者へのチームアプロー チ
- (エ) 多職種連携及び地域連携
- (オ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解
- ②担当ケースに関する実習の時間は270時間以上(うち、学外施設での当該実習時間は90時間以上)とする。
- ③実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、 ①の(ア)から(オ)までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。

なお実習担当教員による実習指導については、法令に 基づき、定期的に実習施設に通い、実習生に直接指導を 行っている。

(2) 実習担当教員および実習指導者について

「心理実践実習」「心理実習」とも,実習教員および 実習指導者について次のような資格要件が課されてい る。

① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び

厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者

- ② 大学(大学院及び短期大学を含む。)の教授, 准教授,講師又は助教として,心理分野の教育に 係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を 有する者
- ③ 専修学校の専門課程の専任教員として,心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者

実習指導者については、実習指導者調書において、次 のいずれかに該当する者であること、明記されている。

- ① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者
- ② 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者

(3) 実習を行う施設について

実習を行う施設についても,法律の規定がある。例えば保健医療分野では,医療法,介護保険法,地域保健法,精神保健福祉法,介護保険法,福祉分野では障害者総合支援法,児童福祉法,子ども・子育て支援法,認定こども園法,生活保護法,老人福祉法,売春防止法,発達障害者支援法,社会福祉法,知的障害者福祉法,ホームレス自立支援法,子ども・若者育成法,厚生労働省令,教育分野では学校教育法,地方自治法,司法・犯罪では裁判所法,法務省設置法,厚生保護事業,産業領域では障害者雇用促進法といった法令に基づいた施設となる。

なおこれらについては、適宜追加等がなされるため、 通知等の状況を随時確認する必要がある。

3. 本学における取組み

(1) 本学における実習の概要

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長および 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健 課長名にて、平成30年10月1日づけで「公認心理師法第 7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるため に必要な科目の確認について(回答)の文書にて、基準 を満たすとの回答を得て、本学においても実習を開始し た。実習は省庁に提出し承認を得た「心理実践実習」実 習計画書に基づいて行っている。 本学での実習は、①学内実習と②学外実習からなる。 学内での実習は、大学附設臨床心理施設における実習である。具体的には臨床心理センターおよび臨床心理センター附設適応支援教室「ゆとりあ」での実務実習である。施設の運営に関する業務、電話受付、ケースの陪席、ケース担当のための準備(事前打ち合わせなど)、ケース担当、ケースのふりかえり、ケース会議への参加及びプレゼンテーション、「ゆとりあ」における活動プログラムの作成、活動準備、集団援助、振り返りなどを行っている。また事例検討会、個別・グループスーパービジョンなど、教員による指導も定期的に行われている。

学外での実習は、保健医療分野、福祉分野、教育分野 の分野で行われた。保健医療分野では、大学病院、精神 科病院、心療内科クリニック、訪問看護ステーションで 行われた。福祉分野は指定就労継続支援B型事業所、外 部サービス利用型指定共同生活援助事業所にて行われ た。教育分野では大学附設中学・高等学校にて行われ た。実習は、各分野の特徴を生かし展開された。例えば 医療分野では,心理検査の陪席(実施)や所見の作成, 医師の外来陪席、カンファレンスの参加、集団 SST、 デイケア体験、他職種連携の実際などである。福祉分野 では体験実習を通して、福祉現場における支援の実際を 体験すると同時に、地域支援の実際、医療と福祉の連続 性について幅広く学ぶ機会となった。教育分野は見学実 習を通して、職員朝礼に始まり、管理職の先生方による レクチャー、養護教諭や生徒指導教諭の先生方による学 内状況の実際, 学外実習指導者(スクールカウンセラー) には公認心理師実習の内容について現場の実際(事前に こちらから送付した、全実習生の「実習計画書」も踏ま えて) について、対応いただいた。教育現場の実際をま ずは幅広く理解すること、連携の重要性について深く学 ぶ大変貴重な機会となった。

いずれも実習担当教員が引率あるいは定期的に実習先 にて巡回指導を行い、実習を進めている。

(2) 事前学習・事後学習

実習教育は、事前指導、巡回指導、事後指導からなる。 事前学習については、医療分野、福祉分野、教育分野 の指導者を招聘して実習事前指導を行ったり、先輩院生 の話を聞く機会を設けるなど学びの多様性を意識してい る。実習における個人の秘密情報の保持についてはシラ バスにもそれについて明記し、学内での講義、個別の指 導により行った。実習内容や実習指導体制および実習中 のリスク管理については学内関係者、学外実習先、実習 生との間で随時メール等により状況を共有しながら進め た。実習生の健康状態の確認についても、実習前に把握 した。実習計画書は、当該実習先との連携と個別指導に より行った。具体的には、実習先の概要についての調べ 学習、公認心理師実習内容を意識しての実習内容、実習 時間との兼ね合いでの実習目標の明確化・実現の可能性、アカデミックライティング、自分のことばで書くことなど、指導を重ねた。実習先とは事前に打ち合わせを重ねながら、実習計画書を早めに送付し、実習計画書の実現可能性について検討いただいた上で進めた。

実習を効果的に進めるために、実習記録ノートを作成し実習指導に活用した。実習記録ノートは実習生氏名、日付、実習時間、ケース担当時間、実習場所、実習目標、実習の概要、実習での学び・気づき・疑問点など、実習 I 日のまとめ、実習指導者のコメント・印からなる。学生にとって体験の言語化であり、法令に基づく実習が適切に行われたのかを証明する上で重要な記録となる。実習記録により、実習生は自身の学びを整理し、言語化し深める。実習指導者はそれも活用しながら、実習指導に活かすことになる。今後更によりよりものとなるよう、工夫を重ねる必要があると考える。学内実習においては、臨床心理センターにて歴代院生とともに作成・活用し、毎年見直しを行っている業務マニュアルを用いて、ガイド的な手引きとし実習においても多いに活用している。

事後学習については、現在も行っているところである。実習評価表は、実習全体を振り返り実習先での学びや自身の今後の課題についてまとめる、という観点から作成される。各自、実習計画書で掲げた実習目標に照らし合わせて作成する。現場に身を置くことで感じたこと、考えたこと、知りえたこと、自身の気づきや課題、今後のキャリアへの意識などが具体的に記載される。これについても、指導を重ね、完成したら実習先へ送付し、学外実習指導者の方に評価(所見)をいただく。学外実習指導者の方からの評価は実習生・教員で共有される。年度末には、学外実習指導者を招聘して、実習全体の振り返りを行う予定である。全ての実習が終了した後に行う実習評価は、実習施設の実習指導者の評定、教員の評定、そして実習生本人の自己評価も考慮し、総合的に判断される。

4. まとめと今後に向けて

(1) 「実習教育」の充実に向けて

「心理実践実習」は今年度カリキュラム完成年度を迎える。2年間の蓄積を整理しながら、課題への対応準備を始めているところである。

「心理実習」は令和3年度に実施される。現在それに向けて、事務の方々含め学内外の多くの方の協力のもとで種々の準備を進めているところである。

(2) 「心理実習」から「心理実践実習」の接続・展開

上記に述べたように「心理実習」は令和3年度に実施 されるため現在それに向けての準備を進めているところ である。他の講義科目とのつながり、演習科目との接続、 「心理実践実習」への展開についても検討していく必要 がある。

(3) 専門家としてのキャリアパスを考える機会

実習は、専門家になるキャリアパスを考える貴重な機会でもある。よりよい実習教育のあり方について、検討を重ねることが必要であると考える。

文 献

- 公認心理師養成大学・大学院ガイド 福岡大学大学院 p192. こころの科学 日本評論社
- 文部科学省・厚生労働省通知「公認心理師法第7条第1 号及び第2号に規定する公認心理師となるために必 要な科目の確認について」の一部改正について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya /0000116049.html (閲覧日2019年9月5日)

公認心理師カリキュラム等検討会報告書 平成29年5月31日 p16-18.